



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

839	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
840	〃	( 〃 ).....	2
841	〃	( 〃 ).....	2
842	〃	( 〃 ).....	3
843	〃	( 〃 ).....	3
844	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	4
845	生活保護法による介護機関の指定	( 〃 ).....	4
846	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	4
847	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ).....	4
848	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	5
849	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	( 〃 ).....	5
850	指定自立支援医療機関の指定	( 〃 ).....	5
851	〃	( 〃 ).....	6
852	救急病院の認定	(医務課).....	6
853	〃	( 〃 ).....	6
854	県営ため池等整備事業の工事の完了	(農業農村整備課).....	6
*855	和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定	(果樹園芸課).....	7
856	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
857	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
858	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
859	道路の区域変更	( 〃 ).....	8
860	道路の供用開始	( 〃 ).....	8
861	道路の区域変更	( 〃 ).....	8
862	道路の供用開始	( 〃 ).....	9
863	道路の区域変更	( 〃 ).....	9
864	道路の供用開始	( 〃 ).....	9
○	公安委員会告示		
30	遊泳区域の指定		..... 10
○	収用委員会告示		
23	土地収用法による裁決手続開始の決定		..... 10

## 告 示

### 和歌山県告示第839号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月12日まで縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月11日

2 名称

特定非営利活動法人愛ラップいわで

3 代表者の氏名

馬場須美子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市金池92番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民に対して、在宅での生活支援、子育て支援などに関する事業を行い、誰もが安心して充実した生活が出来る住みよいまちづくりに寄与することを目的とし、また0歳児母子デイサービス事業などでコミュニケーションを課題とし、人との結びつきが希薄になりつつある社会の環境を改善し、大人や子どもたちの豊かな心の育成に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第840号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月12日まで縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月12日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山芸術文化支援協会

3 代表者の氏名

井上節子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市粟427番地の1 地産マンション紀ノ川602

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民（以下市民と称する）、専門家に対して市民の立場からボランティアな意志により社会的な意義や必要性を自覚して、芸術と文化に関する活動、事業、支援を行い、自主的かつ創造的な芸術や文化活動の発展に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第841号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月12日まで縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月12日

2 名称

特定非営利活動法人近畿在宅介護協会

3 代表者の氏名

小川哲志

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吉礼523番地の21-1F

5 定款に記載された目的

この法人は、すべての高齢者に対して、介護・福祉全般に関する事業を行い、市民全般に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第842号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月14日まで縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月14日

2 名称

特定非営利活動法人自立生活応援センターわかやま

3 代表者の氏名

大谷真之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市北出島86番地の16

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第843号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月19日まで縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月17日

2 名称

特定非営利活動法人わかやまスポーツ伝承館

## 3 代表者の氏名

山口裕市

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市本町2丁目1番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県に関する競技者・スポーツ文化・歴史・記録を紹介し、子どもの健全育成に努め、さらには和歌山市の中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東歯 35-25	もみの木歯科医院	東牟婁郡那智勝浦町天満1730-47	平成 25.4.3

## 和歌山県告示第845号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
富山晃至	有田市山地95	さくら薬局	有田市宮原町須谷53 5-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25.6.4

## 和歌山県告示第846号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日
30714010 65	株式会社結ゆい	ケアプラス結ゆい	海南市井田155番地8	居宅介護支援	平成 25.6.1	平成 31.5.31
30713008 38	株式会社有交紀北	居宅介護支援事業所 ささゆりの里	伊都郡かつらぎ町笠田 東433番地	居宅介護支援	平成 25.6.1	平成 31.5.31

## 和歌山県告示第847号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401057	ケアネットサービス株式会社	訪問介護ステーションまほろば	海南市多田362-7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.6.1	平成31.5.31
3072100856	株式会社ふくしん	ケアサポートふくしん	日高郡印南町大字印南2288-5	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.6.1	平成31.5.31
3052180019	医療法人はしもと	老人保健施設プラトン	日高郡美浜町田井402-1	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成25.6.1	平成31.5.31
3071401040	株式会社大河	ケアチーム大河	海南市名高474番地	通所介護・介護予防通所介護	平成25.6.1	平成31.5.31

和歌山県告示第848号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700114	放課後等デイサービス・児童発達支援事業所キッズ めばえ	紀の川市貴志川町長山277-108	児童発達支援	有限会社eサポート	和歌山市有家379番地の6	平成25.6.30
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第849号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051700148	放課後等デイサービス・児童発達支援事業所キッズ めばえ	紀の川市貴志川町長山277-108	児童発達支援	合同会社めばえ	和歌山市布施屋607番地の1	平成25.7.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第850号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
とらや薬局目良店	田辺市目良31-9	—	那須吉朗	平成 25.7.1

**和歌山県告示第851号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
すみれ調剤薬局	新宮市新宮547-1	—	谷野哲	平成 25.7.1

**和歌山県告示第852号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 国保日高総合病院
- 2 所在地 御坊市菌116番地2
- 3 有効期限 平成28年6月30日

**和歌山県告示第853号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター
- 2 所在地 田辺市たきない町27番1号
- 3 有効期限 平成28年6月30日

**和歌山県告示第854号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 曾池地区

- 2 確定年月日 平成22年5月29日  
3 工事を完了した時期 平成25年3月29日

**和歌山県告示第855号**

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域として大阪府池田市、柏原市、富田林市及び豊中市を指定し、平成25年8月4日から適用する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第856号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき日高振興局建設部長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年6月24日から同年9月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、みなべ町、印南町一円

**和歌山県告示第857号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字西ヶ峯字ホヤ693番1地先から同町大字西ヶ峯字雲向709番4地先まで	旧	4.57 } 26.41	169.00	
同上	新	12.00 } 30.36	169.00	

**和歌山県告示第858号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字西ヶ峯字ホヤ693番1地先から同町大字西ヶ峯字雲向709番4地先まで

供用開始の期日 平成25年7月5日

**和歌山県告示第859号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字遠井字横手1008番4地先から同町大字遠井字横手1009番3地先まで	旧	3.25 ） 7.44	77.00	
同上	新	3.25 ） 15.41	77.00	

**和歌山県告示第860号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 美里龍神線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字遠井字横手1008番4地先から同町大字遠井字横手1009番3地先まで

供用開始の期日 平成25年7月5日

**和歌山県告示第861号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道



2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡美浜町大字三尾字磯辺15番23地内	旧	8.00 } 17.80	112.90	
同上	新	10.30 } 20.50	112.90	

和歌山県告示第862号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字三尾字磯辺15番23地内

供用開始の期日 平成25年7月5日

和歌山県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町熊岡字灰坂598番99地先から同町熊岡字灰坂621番9地先まで	旧	7.40 } 11.90	102.10	
同上	新	10.80 } 18.10	102.10	

和歌山県告示第864号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 日高郡みなべ町熊岡字灰坂598番99地先から同町熊岡字灰坂621番9地先まで

供用開始の期日 平成25年7月5日

### 公安委員会告示

#### 和歌山県公安委員会告示第30号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成25年7月5日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町（崎ノ北）地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成25年7月13日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町（江津良）地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

### 収用委員会告示

#### 和歌山県収用委員会告示第23号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年6月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年7月5日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 県道上富田すさみ線改築工事（和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行地内から同町江住字カンジャ地内まで）及びこれに伴う町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在地番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類
	登記簿	現 況	登記簿	実 測							

和歌山県 西牟婁郡 すさみ町 江住字石 行	1185番4	原野	原野	720	720.28	720.28	—	登記名義人 亡高田行雄 (ただし、 全部事項証 明書では高 田行夫と表 記)  上記法定相 続人 高田はやみ (持分1/2)	和歌山県和歌 山市岩橋720 番地の3 尾 崎マンション 15号	—	—	—
								高田定雄 (持分1/10)	和歌山県和歌 山市禰宜153 番地の5			
								木村あや子 (持分1/10)	和歌山県和歌 山市岩橋34番 地の5			
								岩根美智子 (持分1/10)	和歌山県和歌 山市岩橋720 番地の3 尾 崎マンション 23号			
								中戸加津代 (持分1/10)	和歌山県西牟 婁郡白浜町日 置1382番地			
								三原久美子 (持分1/10)	和歌山県和歌 山市岩橋720 番地の3 尾 崎マンション 25号			